

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請に必要な書類

福祉用具購入費

【事後提出書類（購入後）】

- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書 ※償還払いの場合
- ・委任状 ※償還払いの場合で口座名義人が申請者本人以外の場合
- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書兼請求書（受領委任払用） ※受領委任払いの場合
- ・居宅サービス計画書（1）及び（2）又は介護予防サービス・支援計画書
※利用者の同意を得たもの（写しで可）
※利用するサービスが福祉用具購入のみの場合又は福祉用具購入と住宅改修のみの場合は提出不要
- ・領収書の写し
- ・購入品のカタログの写し
- ・納品時の写真
- ・特定福祉用具販売計画書（福祉用具サービス計画書）
※利用者の同意を得たもの（写しで可）
※居宅サービス計画書（1）及び（2）又は介護予防サービス・支援計画書を提出する場合は提出不要

住宅改修費

【事前提出書類（改修前）】

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・居宅サービス計画書（1）及び（2）又は介護予防サービス・支援計画書
※利用者の同意を得たもの（写しで可）
※利用するサービスが住宅改修のみの場合又は福祉用具購入と住宅改修のみの場合は提出不要
- ・工事費見積書及び内訳書
- ・改修箇所ごとの改修前及び改修後（完成予定）の状態が分かる写真
※撮影年月日が入ったもの
- ・住宅の平面図
- ・住宅改修に係る承諾書
※住宅所有者が本人又は同居配偶者の場合は提出不要

【事後提出書類（改修後）】

- ・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書 ※償還払いの場合
- ・委任状 ※償還払いの場合で口座名義人が申請者本人以外の場合
- ・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書兼請求書（受領委任払用） ※受領委任払いの場合
- ・領収書の写し
- ・工事費内訳書
- ・改修箇所ごとの改修後の状態が分かる写真
※撮影年月日が入ったもの
- ・住宅の平面図

【問合せ先・提出先】

東串良町福祉課介護保険係

〒893-1693 東串良町川西 1543

TEL：0994-63-3103 FAX：0994-63-3138